

この窓口の説明

○いただいた情報を当番医療機関に伝え、受入れ可能との判断を受けましたら、本日の当番医療機関をご紹介します。

(事前に当番医療機関名をお伝えすることはできません)

○当番医療機関をご紹介しますにあたって、現在、受診されている医療機関があれば、窓口から医療機関にお願いして、「診療情報提供書」をいただくことがあります。

○病院までの移動はご家族等でお願ひします。

(当番医療機関が遠方になる場合もあります。)

○本人及び同行されるご家族の方は、身分を証明できるもの(健康保険証・運転免許証等)をご持参ください。
(医療保護入院の手続きの際に必要となります。)